

家畜衛生だより

令和2年12月発行
最上家畜保健衛生所
最上地域家畜畜産物衛生指導協会
Tel: 29-1357 Fax: 23-2944

飼養衛生管理基準の改正 第3回

病原体の侵入防止対策 -野生動物に関する事項-

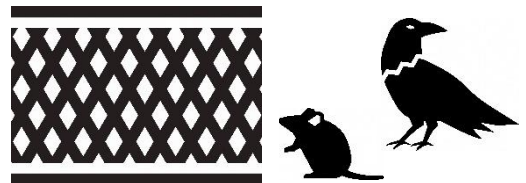
改正された飼養衛生管理基準のうち、今回は、病原体の侵入防止対策、特に野生動物に関する事項についてポイントをお知らせします。

◎野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための対策を行うこと

◎給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにすること



◎ねずみ及び害虫の駆除



ネズミ及びハエ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置等の対策を行うこと

◎衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内は、ネズミ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓を行って、敷地を定期的に消毒すること



最終回は飼養衛生管理マニュアルの作成についてお知らせします！

最上家畜保健衛生所 電話 0233-29-1357 (休日・夜間も対応)